

愛知の水産関連年表（その9：昭和41年から昭和45年まで）

西暦	和暦	月日	事 項
1966	S41	1/20	県は帆打瀬網の近代化と経営の合理化を図るため、手繰第2種漁業へ移行させるべく「手繰第2種漁業の許可枠の増枠」を水産庁に陳情
			全国海苔漁連が、「2月6日」を「海苔の日」に定める
		2/10	八曾川漁業生産組合（犬山市）が設立
		3/	水産庁担当者が「三河湾における小型機船底びき網漁業の実態」を調査
		4/1	「漁民研修所」が水産試験場内に開所（水産試験場長が所長を兼務）
		4/	第1次沿岸漁業構造改善事業補足整備事業開始（実績：S41～45、愛知県、常滑市、蒲郡市、美浜町、南知多町、一色町、吉良町、幡豆町、御津町、田原町、渥美町で90件、324百万円）
		4/15	田原漁協（渥美郡田原町字本町、現田原市）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		4/20	第13回愛知の水産研究発表大会開催（於豊橋市、豊橋市公会堂）
		5/12	愛知池中養殖漁協が解散
		7/9	旭漁協が解散
		9/17	八幡浜漁協が解散
		9/19	下之一色漁協が解散
		10/17	第3回中部ブロック内水面漁場管理委員会長協議会（於蒲郡市・ふき貫旅館）
		11/17	県は「三河湾におけるまめ板網が合法化と手繰第2種漁業の許可枠の増枠」を水産庁に陳情
		12/19	「三河湾まめ板網漁業協会」が「まめ板網漁業の合法化と安全操業」を主旨に関係12漁協で発足
			この頃、ウナギ養殖で、人工配合餌料が普及（S41に餌料への添加油脂の研究、S42～44にビタミンE添加の研究を東海区水研、愛知・静岡・三重3県等で実施）
			就業者1人当たり生産所得で、漁業がノリ不作の影響により製造業に逆転される
			漁業経営体数、1万経営体を割る
			ノリ養殖、前年に引続き凶作（ノリ養殖天災融資適用を国に陳情）
			牟呂漁協でズボ式野外採苗始まる
	ノリ養殖経営体数は9,080経営体（愛知県水産年表S52）		
1967	S42	2/24	塩津蒲郡漁協が解散
		3/31	亀崎漁協が解散
		4/26	第14回愛知の水産研究発表大会開催（於蒲郡市、蒲郡市中央公民館）
		8/2	山喜遠洋漁業生産組合が解散
		12/1	大崎漁協（豊橋市大崎町北出口）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		12/15	渡津漁協（豊橋市高州町高州）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		12/26	牟呂漁協（豊橋市牟呂町公文）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結
			鰻養殖主産地形成事業を開始
			水産試験場、渥美外海ノリ漁場造成試験を本格化
			各地に「ノリ生産安定対策協議会」を設置し、種付け網枚数制限を開始
			ノリ養殖経営体数は8,610経営体（愛知県水産年表S52）
1968	S43	1/12	「三河湾を操業区域とするまめ板網が合法化」を関係漁業者が水産庁に陳情
		2/1	尾北養殖漁協が解散
		3/30	第2代漁業調査船「多幸丸」竣工（29トン、木船）
		4/10	前芝漁協（豊橋市前芝町前芝）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結

4/10	梅菽漁協（豊橋市梅菽町屋敷）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結	
4/10	日色野漁協（豊橋市日色野町菱形）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結	
4/10	伊奈漁協（宝飯郡小坂井町伊奈）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結	
4/10	平井漁協（宝飯郡小坂井町平井）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結	
4/26	第15回愛知の水産研究発表大会開催（於常滑市、常滑市体育館）	
5/23	西三河海苔種網冷蔵漁業協同組合連合会が設立（幡豆郡一色町、現西尾市、海苔種網冷凍保管）	
6/25	東浦漁協が解散	
8/1	日間賀島東漁協（知多郡南知多町日間賀島字里中）が日間賀島西漁協（同字新井浜）を吸収合併し、日間賀島漁協を設立（7/26認可）	
8/8	第9期愛知海区漁業調整委員会委員就任（任期はS47/8/7まで）	
8/26	弥富漁協（海部郡弥富町境）が設立（組合長は鍋田漁協組合長兼務）（S62：解散）	
10/9	老津漁協（豊橋市老津町岩塚）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結	
10/9	杉山漁協（豊橋市杉山町市場）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結	
11/1	第4次漁業センサス実施	
12/1	第8期愛知県内水面漁場管理委員会委員就任（任期はS47/11/30まで）	
12/16	御馬漁港が第二種漁港に種別変更	
	ノリ養殖で、佐久島漁協研究会が「浮上筏」を考案	
	ノリ生産、40年来の不作から全国一に返り咲き（要因：冷蔵網、密植防止、浮流）	
	日間賀島漁協（知多郡南知多町）で、ノリ養殖開始	
	ノリ養殖経営体数は8,612経営体（愛知県水産年表S52）	
1969	S44	振草川漁協（北設楽郡東栄町中設楽）が園目川漁協（同町西園目）を吸収合併（2/10認可）
	3/19	「渥美外海・三河湾機船底びき網漁業者大会」が開催（於幡豆郡一色町役場）、「伊良湖水道の特定水域指定反対、外海・三河湾の板びき網漁業の合法化」などを決議
	3/27	兼升養魚漁業生産組合（宝飯郡御津町、現豊川市、魚類養殖・販売）が設立
	3/31	小中山漁協（渥美郡渥美町中山字北郷）、中部電力と渥美火力の漁業補償協定締結（共同漁業権一部放棄）
	3/31	中山漁協（渥美郡渥美町中山字神明前）、中部電力と渥美火力の漁業補償協定締結（影響補償）
	3/31	福江ほか5漁協、中部電力と渥美火力の漁業補償協定締結（影響補償）
	4/1	水産試験場「内水面分場」が幡豆郡一色町（現西尾市）に移転（猿投町の内水面分場（旧内水面増殖指導所、S39改称）を廃止）
	4/1	矢作川漁協が水産試験場内水面分場の無償譲渡を受け（漁協が800万円を県に寄付採納）、矢作川淡水魚種苗センターを設置
	4/1	第4次漁港整備長期計画国会承認（S44～48、生産流通体制の確立）
	4/	第4次漁港整備事業開始（実績：S44～47、修築6漁港（赤羽根、三谷、豊浜、一色、師崎、荊屋）、改修10漁港（形原、福江、知柄、西幡豆、佐久島、大浜、大井、日間賀、宮崎、寺津）、局部改良11漁港（豊浜、福江、西幡豆、日間賀、篠島、師崎、宇津江、宮崎、河和、上野間、豊丘）、2,685百万円）（他に関連道で、178百万円）
	4/25	第16回愛知の水産研究発表大会開催（於蒲郡市、蒲郡市中央公民館）
	4～5/	三河湾でトリガイ豊漁
	5/27	第13回関東東海地区漁港大会開催（於名古屋市・中小企業センター）
	6/2	幡豆漁協（幡豆郡幡豆町西幡豆）が鳥羽漁協（同町鳥羽）を吸収合併（6/2認可）

		6/15	木曾川で、アユ約 10 万尾が狂奔死、県は学者 9 名に原因究明を依頼
		8/下旬	アユ死因を発表（重金属、有機物の汚染があり、致死量以下の毒物流入時に、一時的に流量が減少すると、相乗効果で毒性が高められ、アユの大量死を招いた）
		9/3	矢作川の水質汚濁防止運動の母体として「矢作川沿岸水質保全対策協議会」が設立
		12/24	豊橋市海苔漁業協同組合連合会が解散
			県は木曾川アユ大量死事件を契機に、県内各河川に水質汚濁監視員 20 名を配置
			養鰻池で、エラ腎炎が全国的に蔓延、この対策として加温ビニールハウス化が始まる
			クルマエビ漁獲量急減（S45 まで続く）
			篠島漁協（知多郡南知多町）で、ノリ養殖開始
			ノリ養殖経営体数は 7,435 経営体（愛知県水産年表 S52）
1970	S45	1/	第 2 代漁業取締船「あゆち丸」（45 トン、FRP 船）進水
		2/20	「三河湾を操業区域とするまめ板網が合法化」（操業期間 3/1～12/31）
		3/14	豊浜近海漁業生産組合が解散
		3/23～24	第 4 回乾海苔品評会（於名古屋市、水産会館） （出品点数 178 点 1 万枚を県民生部を通じて老人福祉施設に寄贈、県知事感謝状を受ける）
		4/3	「社団法人日本水産学会」設立総会
		5/1	第 17 回愛知の水産研究発表大会開催（於西尾市、西尾市体育館）
		10/8	「公害絶滅全国漁民大会」開催（於東京都）
		10/9	関係 21 漁協、中部電力と渥美火力の漁業補償協定締結（漁船漁業への影響補償）
		10/14	御馬漁協（宝飯郡御津町御馬）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		10/14	西方浜野漁協（宝飯郡御津町西方）、企業庁と三河港の漁業補償協定締結
		10/20	愛知・三重両県による「伊勢湾・三河湾公害絶滅漁民大会」開催（於名古屋）
			水産試験場、海況自動観測塔を宮崎に設置
			この年、大阪で「万国博覧会」が開催され盛況
			サバ、マイワシの大来遊（S46 まで続く）
			愛知県漁連、「半田のり共販所」を新設
			FRP 漁船の建造が本格化
			赤羽根漁協（渥美郡赤羽根町）（現愛知外海漁協、現田原市赤羽根町）で、ノリ養殖開始（H8 まで続く）
			ノリ養殖経営体数は 7,015 経営体（愛知県水産年表 S52）

## 時の話題（その9：昭和41年から昭和45年まで）

### ○木曾川のアユ大量死

昭和44年（1969年）6月、木曾川で大量のアユが狂奔のうへ死亡する事件が発生した。木曾川は名古屋市の水道源であり、事態を重く見た県は木曾川流域の工場等の総点検を実施した。

また、県は、専門家に原因究明を依頼したところ、アユの死因は「重金属、有機物の汚染があり、致死量以下の毒物流入時に、一時的に流量が減少すると、相乗効果で毒性が高められ、アユの大量死を招いた」との回答がなされた。

この事件を契機に、この種のへい死事件は初動調査が重要との認識から、県は、県内各河川に水質汚濁監視員を20名に増員・配置した。更に、アユ資源を補填するため、県費によるアユ種苗の放流が行われた。この県費放流事業は、後年、アユに加えてコイ、フナ、アマゴ、降海性アマゴを対象魚種とする本県の主要な内水面振興対策事業に発展していく。

なお、水質汚濁監視員の設置は、41年（1966年）10月に開始された水質汚濁監視事業で実施されている（それ以前については不明）。開始当初は、木曾川下流域1名、矢作川水系流域1名で、近隣漁協の役職員が任命されている。この当時、木曾川下流域では冬季の黒い水、矢作川水系流域では陶土・珪砂等の採掘・洗浄水による白濁水が問題となっていたと記録されている。監視員は、新兵器の濁度計を持って、汚濁発生源の事業所に向かったそうだ。

### ○公害問題

昭和40年代（1965年～）の日本は、廃水、騒音、振動、自動車排気ガス、ビリビリ公害（高周波振動で窓ガラスがビリビリ鳴る現象、発生源の特定は困難）、チカチカ公害（オキシダント濃度が増すと目がチカチカするので、こう云われた）など、人間の活動で他人に害を与えるものを総じて「公害」と呼び、新聞紙上を毎日のように飾っていた。

漁業においても、赤潮が多発するようになり、水産生物への影響も深刻になるなど、公害が大きな社会問題となった。本県漁業者が行動を起こした事例としては、昭和44年（1969年）9月に矢作川における水質汚濁防止運動の母体となった「矢作川沿岸水質保全対策協議会」が設置された外、翌45年（1970年）10月には「公害絶滅全国漁民大会」（於東京都）及び愛知・三重両県による「伊勢湾・三河湾公害絶滅漁民大会」（於名古屋）が開催され、関係筋への陳情が行われた。

### ○ノリ養殖

昭和40年（1965年）に続き41年（1966年）も凶作となり、就業者1人当たり生産所得で、漁業が製造業に逆転される原因となった。

このため、計画的生産体制の整備強化、漁場利用の合理化、漁場環境の整備保全・改良が必要となり、その推進組織として、42年（1967年）には、各地に「ノリ生産安定対策協議会」が設置され、種付け網枚数の制限など、ノリ網過密による不作対策に乗り出した。

過密養殖の防止、冷蔵網・浮流し式養殖の普及の成果もあって、43年（1968年）には全国一に返り咲いている。

44年（1969年）以降、ノリ養殖は、養殖技術の定着もあって、いよいよ大量生産を迎えることとなる。

#### 〈知多と三河でノリの大きさが違う！……ノリ判の統一〉

県漁連の主催で共同販売（以下「共販」という。）されるノリであるが、ノリ判の大きさが、知多地区では小判（19cm×15.5cm）、三河地区では大判（21cm×19cm）と、知多地区と三河地区で異なっていた。

他県では大判規格を採用する漁連が殆どで、大判が全国の統一規格となると見通しを立てた県漁連は、昭和44年（1969年）漁期に間に合うように全ノリ養殖漁家の所有する「すき枠」を大判のものに取替えた。このことが仲買人から高く評価され、同年の共販では全国から多数の仲買人が参加した。

#### 〈共販の合理化〉

昭和43年（1968年）、県漁連は、各漁協が共販所に搬入するノリ箱を、漁協所有の垂鉛内張木箱（4,800枚入）から、県漁連支給のダンボール箱（3,600枚入）に代えるとともに、従来は、落札したノリを

仲買人所有の容器に詰め替えていたものを、ダンボール箱のまま荷渡しすることで、時間と労力の軽減を図った。

また、45年（1970年）、県漁連は、見付け方法を変え、銘柄毎に見付けとセリを行っていたものを、初めに全銘柄の見付けを一括して行い、その後で銘柄毎にセリを行うことにした。不幸にも、その年の価格は低迷し、一括見付け方式が原因と漁業者から不評を買ったが、この方法は現在も定着している。

## ○水産試験場

### 〈栽培漁業のスタート〉

昭和39年（1964年）、水産試験場尾張分場に隣接して「水産種苗センター」が設置され、海産種苗生産供給業務を開始した。ここでの業務は、53年（1978年）、渥美郡渥美町中山（現田原市小中山町）に愛知県栽培漁業センターが開設されるまで続けられた。

種苗生産に関する試験研究は、ガザミが39年～43年（1964年～'68年）及び46年～59年（1971年～'84年）、クルマエビが42年～45年（1967年～'70年）及び50年～53年（1975年～'78年）、クロダイが39年～59年（1964年～'84年）、アワビが42年～44年（1967年～'69年）及び47年～53年（1972年～'78年）に実施された。

特にガザミについては、全国的にも早い取組で、報告書は各県のモデルとされた。

また、アワビについては、飼育水の水質が悪いため親貝の産卵で失敗が続いたが、50年（1975年）に取水施設を整備してからは本格的な種苗生産が可能となった。飼育水の水質問題は、ガザミやクロダイの種苗生産にも悪影響を及ぼしている。

### 〈マグロ延縄〉

昭和30年代（1955年～）は、県内でも総トン数50トン以下の小型まぐろ延縄漁船が次々と建造され、好成績を上げたが、遭難が相次ぎ44年（1969年）には、三谷水産高校の実習船を除き全て廃業となった。

水産試験場においても、マグロ延縄漁業試験は、45年（1970年）を最後に付随する海洋観測を含めて終了した。

### 〈遠州灘開発〉

伊勢・三河湾では、港湾計画に伴う埋立等によって、ノリ漁場の喪失が顕著となったため、その代替漁場を未利用海面である渥美外海に求め、昭和42年（1967年）から、水産試験場では、漁場開発の検討を行った。

43年（1968年）には、渥美郡赤羽根町（現田原市）地先でノリ養殖試験を、同郡渥美町伊良湖（同）地先でワカメ養殖試験（延縄式）を実施し、翌44年（1969年）からは水産庁の指定調査試験事業に採択され、3ヶ年の試験調査を行い、外海の強い波力と漂砂に対応し得るノリ漁場を開発した。

### 〈海産稚アユ〉

アユ河川漁業の種苗は、琵琶湖産小アユに依存していたが、豊凶が著しいことから、その対策として海産稚アユ資源の利用による自給自足を図るために、昭和44年（1969年）、幡豆郡一色町（現西尾市）に設置した内水面分場に海産稚アユ種苗供給施設を整備した。

海産稚アユは、採捕、畜養及び輸送中のへい死、細菌性疾病の発症等の問題が発生した。更に、遊漁者からは「釣れない」との評があり、琵琶湖産小アユに替わることはできなかった。

## ○日間賀島漁協の誕生：漁協合併助成法第1号

昭和43年（1968年）8月、日間賀島東漁協が日間賀島西漁協を吸収合併し、日間賀島漁協が誕生した。

この合併は、漁協合併助成法に基づくもので、県内では合併第1号である。

漁協合併助成法は、組織の健全な発展を目指して、小規模組合の合併推進を図るため、前年（1967年）7月に施行された。

当時の組合数は、沿海地区漁協が60組合、内水面漁協が23組合、業種別漁協が9組合、生産組合が12組合、加工業組合が1組合、連合会が5組合で、県は、47年（1972年）3月までに沿海地区60組合を2/3の37組合に減らす計画であった。

当時の経済事業体としての沿海地区漁協を示すデータとして、職員 2 人以下が 19 組合（全組合の 33%）、信用事業未実施が 36 組合（同 60%）、購買事業未実施が 23 組合（同 38%）、販売事業未実施が 14 組合（同 23%）、前記 3 事業全て実施が 21 組合（同 35%）、全て未実施が 5 組合（同 8%）であった。

県は、強力に指導したが、漁業種類や規模の違い、漁村集落間の違和感のような感情問題等で合併が進まなかったようだ。

### ○三河湾におけるまめ板網（板びき網）の制度化

前述（昭和 36 年～40 年を参照）のとおり、伊勢湾におけるまめ板網は昭和 39 年（1964 年）11 月の農林省告示で制度化された。三河湾におけるまめ板網の制度化運動は、これに刺激され、40 年（1965 年）8 月の県議会現地視察に際して、県漁連幡豆支部（現県漁連西三支部）が「渥美外海の板びき網と三河湾のまめ板網の合法化」を要望することでスタートした。

水産庁への陳情も活発に行われ、その一例となるが、41 年（1966 年）11 月に、M 水産課長始め、15 関係組合長、紹介代議士 3 名（丹羽兵助、中垣国男、中野四郎）等で水産庁長官に陳情した際の記録が「愛知の水産第 99 号」（県漁連発行、42 年 1 月）に載っている。水産庁の意見は、効率的な漁法で資源的に検討する必要があると、問題が多く極めて困難と、厳しい内容であった。

漁業者は、同年（1966 年）12 月に「三河湾まめ板網漁業協会」を設立し、県の指導の下、資源や漁場で競合する県内関係漁業者の同意を得ながら、水産庁への陳情を繰り返した。

その甲斐あって、三河湾におけるまめ板網は、45 年（1970 年）2 月の農林省告示で、漁業、海域、期間が指定され、制度化された。

なお、まめ板網の操業期間については、伊勢湾が周年に対して、三河湾が 3 月～12 月である。伊勢湾では、まめ板網が普及する以前の帆（打瀬）で曳く備前網は、冬季でも北西風を利用して、三重県四日市から美浜町野間にかけて操業していたため周年操業が認められたようだ。一方、三河湾では、水深が浅いため冬季には水温が伊勢湾より低く、魚が獲れず、操業実態がないことや、ノリ養殖を行う者が多かったことで 1 月～2 月が禁漁になったと考えられる。

### ○三河港関係の漁業補償

この時期（昭和 41 年～45 年）も三河港関係の漁業補償が大きな社会問題であった。昭和 41 年（1966 年）4 月の田原漁協を皮切りに、大崎、渡津、牟呂、前芝、梅藪、日色野、伊奈、平井、老津、杉山、御馬、西方平野の各漁協が 45 年（1970 年）10 月までに企業庁と三河港の漁業補償協定を締結した。

これらの漁協は平成 11 年（1999 年）3 月までに全て解散し、本県ノリ養殖の発祥地、且つ愛知ノリを支えた渥美湾（三河湾東部海域）奥部のノリ養殖が消滅した。